



こくみんねんきん 1 国民年金

きゆうふ しゅるい 1-2 給付の種類

ろうれいき そねんきん (1) 老齢基礎年金

ほけんりょう おさ きかん めんじょ きかん ねんいじょう さい ろうれいき そねんきん
保険料を納めた期間や免除された期間などをあわせて 25 年以上あるときは、65 歳から老齢基礎年金
う
が受けられます。

しょうがいき そねんきん (2) 障害基礎年金

こくみんねんきん かにゆうちゆう しょうがい かた さいまえ しょうがい しょうがいしや しきゆう ねんきん
国民年金加入中に障害になった方や 20 歳前の障害で障害者になったときに支給される年金で
しょうがいふくし ねんきん う かた さいまえ しょうがい しょとく しきゆうせいげん
す。障害福祉年金を受けていた方、20 歳前の障害については所得などによる支給制限があります。

いぞくき そねんきん (3) 遺族基礎年金

こくみんねんきん かにゆうちゆう しぼう ろうれいき そねんきん う しかくきかん げんそく ねんかん み ひと
国民年金加入中の死亡、または老齢基礎年金を受ける資格期間(原則として 25 年間)を満たした人
しぼう ひと せいけい いじ さいみまん こ つま こ さいとうたつねんど
が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた 18 歳未満の子のある妻、または子(18 歳到達年度
まつじつ まつじつ しょうがい こ さい たつ しきゆう しぼう もの
の末日まで。または、障害のある子が 20 歳に達するまで)に支給されます。ただし、死亡した者について、
ほけんりょうのうふずみきかん かにゆうきかん ぶん いじょう じょうけん
保険料納付済期間が加入期間の 3 分の 2 以上あることが条件となります。